

10月1日は 「浄化槽の日」です

浄化槽 きれいな水で 映える月

平成22年度「浄化槽の日」
標語最優秀賞作品



問い合わせ 下水道課 (内線117)

下水道とともに、私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化処理し、川や海などに放流することで、地域の水環境を守っている「浄化槽」。この浄化槽の設置、管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。いつまでも美しい水辺の環境を守るため、浄化槽をお使いの方は引き続き適切な維持管理をお願いします。

浄化槽を設置される方へ

浄化槽の設置について
浄化槽を設置する場合は、「浄化槽設置届出書(通知書)」の提出が必要です。
受け付け後、「本人控」をお渡ししますので、大切に保管してください。

浄化槽の補助金について

市では、公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助しています。この補助事業は、生活排水による河川汚濁を少しでも減らし、地域の水環境の向上を目的として実施しています。

補助金を受けるためには、対象地域、建物用途などの補助要件がありますので、設置をご検討の際は、まず市役所下水道課へご相談ください。また、補助金の交付を申請する場合、設置工事前に「補助金交付申請書」の提出が必要になりますのでご注意ください。

| | |
|--------|------------|
| 5人槽相当 | 332,000円/基 |
| 7人槽相当 | 414,000円/基 |
| 10人槽相当 | 548,000円/基 |

(人槽は処理対象人員算定基準によります)

補助金額

補助金交付 申請の流れ

市役所へ相談・予約⇒補助申請⇒設置工事⇒実績報告⇒完成検査⇒補助金請求⇒振り込み

単独処理浄化槽をお使いの方へ

「単独処理浄化槽」は台所やお風呂などの生活雑排水を処理しないため、現在は原則として新設が禁止されています。単独処理浄化槽をお使いの方は、お風呂、トイレ、台所などの水回りのリフォームの際に、生活雑排水も処理できる「合併処理浄化槽」への転換などもご検討ください。

浄化槽の設置、維持管理などについて

浄化槽は微生物の力を利用して、汚れた水を浄化しています。浄化槽を設置している方は、正常な機能を保つため、次の3つの義務を必ず実施してください。

- ① 保守点検
- ② 清掃
- ③ 水質に関する検査(法定検査)

※保守点検・清掃回数は浄化槽の構造によって異なり、一般的に年数回実施します。水質に関する検査は毎年1回、指定検査機関が検査を行います。

建物の解体などで浄化槽を使用しなくなったときは、必ず許可業者による最終清掃を行った後に浄化槽を撤去し、「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください。最終清掃をせず、汚泥などを地下に浸透させたり河川などへ放棄するなどした場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく罰則の対象となります。